

## 下水排除基準（水質基準）違反事業場に対する行政処分基準及び指導指針

### （趣旨）

第1条 本基準及び本指針は、特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者に対する下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第37条の2の規定に基づく改善命令及び一時停止命令の行政処分を行うための処分基準、除害施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に対する法第38条第1項の規定に基づく監督処分としての改善命令の行政処分を行うための処分基準並びに注意及び警告の行政指導を行うための指導指針を定めるものとする。

### （違反点数制度）

第2条 特定事業場及び除害施設設置事業場（以下「特定事業場等」という。）に対して立入検査に基づき実施される水質検査の結果、下水排除基準違反があった場合の違反点数は、別表に定める行政措置基準違反点数表により違反点数を計算（積算）する。

2 違反点数及び下水排除基準に違反した特定事業場等（以下「違反事業場」という。）の違反点数を累積した点数（以下「累積違反点数」という。）は、違反事業場の違反した水質項目ごとに計上する。また、当該事業場に監視排水口が複数あっても、水質項目別に計上し、排水口別の累積はしないものとする。

3 立入水質検査において再度違反のない場合、違反の持ち点は全て消え、その後に生じた違反は初回違反として取り扱う。

### （行政指導指針）

第3条 行政指導は、前条各項で定める違反点数制度を採用し、違反事業場の累積違反点数が、次の各号に定める基準に達した場合に行うことを基本とする。ただし、事業場から除害施設等の故障又は事故が原因で、下水排除基準を超過しているとの報告があり、応急対応の指示に従った場合は、行政指導指針の適用を除外し、別途判定会（課長、副課長、所管担当長及び担当者で構成する。）で検討し決定する。

- （1）違反点数1点以上2点以下 注意書の配布
- （2）違反点数3点以上9点以下 注意書の配布及び顛末書の徴収
- （3）違反点数10点以上25点以下 警告書の配布及び改善計画書の徴収
- （4）違反点数26点以上 法に基づく改善命令等の行政処分の検討

### （注意）

第4条 注意は、違反事業場の累積違反点数が本指針に該当する行政指導の基準に達したとき、又は緊急的な改善措置が必要なときに、当該事業場に対し、次の各号の一又は複数、文書により注意する。

- （1）特定施設又は汚水を排出する施設（以下「特定施設等」という。）の構造についての改善（特定施設等の型式、構造、能力などの改善）
- （2）特定施設等の使用の方法についての改善（設置場所、使用時間間隔、1日当たりの使

用時間、特定施設等を含む操業の系統、特定施設等を含む作業工程において使用する原材料の種類などの改善)

(3) 汚水の処理の方法についての改善(汚水の処理施設の設置場所、型式、構造、能力、処理方式などの改善)

2 前項に規定された指導を行う場合、過去の立入結果等を資料として、指導の有無を決定する。

(警告)

第5条 警告は、違反事業場の累積違反点数が本指導に該当する行政指導の基準に達したとき、又は緊急的な改善措置が必要なときに、当該事業場に対し、前条第1項各号の一又は複数を、文書により警告する。

2 前条第2項の規定は、前項の指導を行う場合に準用する。

(行政処分)

第6条 行政処分は、改善命令及び一時停止命令があり、違反事業場の累積違反点数が本指導に該当する行政指導の基準に達したとき、又は緊急的な改善措置が必要なときに、判定会により決定することを基本とする。ただし、事業場から除害施設等の故障又は事故が原因で、下水排除基準を超過しているとの報告があり、応急対応の指示に従った場合は、行政処分基準の適用を除外し、別途判定会で検討し決定する。

(改善命令)

第7条 改善命令は、違反事業場の累積違反点数が本処分に該当する行政処分の基準に達したとき、又は緊急的な改善措置が必要なときに、当該事業場に対し、期間を定めて第4条第1項各号の一又は複数を、文書により命令する。

2 前項に規定された命令を行う場合、緊急的な改善措置が必要なときを除き、事前に、違反事業場が直罰対象事業場の場合は事情聴取を、除害施設設置対象事業場である場合は聴聞を実施し、施設の運転状況、排水の処理状況、違反原因及び今後の対応等について、当該事業場の実情を調査する。

3 第1項に規定された命令を行う場合、前項に規定された事情聴取等の調書及び過去の立入結果等を資料として、判定会により処分の有無を決定する。

(一時停止命令)

第8条 一時停止命令は、違反事業場の累積違反点数が本指導に該当する行政指導の基準に達したとき、又は緊急的な改善措置が必要なときに、当該事業場に対し、次の各号の一又は複数を、文書により命令する。

(1) 特定施設等の使用の一時停止

(2) 公共下水道への下水の排除の一時停止(専ら生活排水に係るものを除く。)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の命令を行う場合に準用する。

3 第1項に規定された命令の一時停止期間は、原則的に、特定施設等の構造若しくは使用の方法の改善又は汚水の処理の方法の改善に必要な期間とする。

4 第1項に規定された命令を文書により受けた事業場が、一時停止期間内に迅速に改善を実施し、その確認のための立入検査の結果、将来にわたって下水排除基準内で下水を排除できる状況になったと判定会において判断したときは、当該事業場に対し、文書により本命令を解除する。

(適用除外)

第9条 次に掲げる場合であって、緊急的な改善措置、又は丸亀市下水道条例（平成17年条例第167号）第20条に基づく排水の一時停止又は制限が必要なときには、第3条及び第7条で定める行政処分基準及び行政指導指針の適用を除外し、緊急に判定会で適切な行政処分及び行政指導を決定する。

(1) 強酸性排水等により公共下水道施設を著しく損傷させたりするおそれがある場合

(2) シアン等有害ガスを発生する物質を含む下水により、管きょ内の作業を行う者の生命に危険を及ぼすおそれがある場合

(3) 有害物質を高濃度に含む下水により、処理場の機能が著しく阻害され、放流水の水質が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定められた排水基準を超えるおそれがある場合

(不服申し立て)

第10条 改善命令又は施設の一時使用停止命令を受けた事業場は、その処分に不服があるときは、その処分を知ったときから3か月以内に限り、丸亀市長に対しその理由を付して審査請求を行うことができる。

附 則

この処分基準及び指導指針は、平成30年1月1日から施行する。

別表 違反事業場に対する行政措置基準違反点数

| 項 目   | 指 導 対 象 レ ベ ル     |                    |                                |                       |
|---|-------------------|--------------------|--------------------------------|-----------------------|
|   | 初 回               |                    | 2回目以降<br>(初回のレベルに関わらず<br>Iに加算) |                       |
|   | I：<br>過失による<br>違反 | II：<br>故意による<br>違反 | III：<br>過失による<br>違反            | IV：<br>故意による<br>違反(注) |
| 温度、アンモニア性窒素等、BOD、SS、油脂類   | 1                 | 2                  | 1                              | 2                     |
| pH、よう素消費量   | 2                 | 3                  | 1                              | 2                     |
| フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物   | 3                 | 5                  | 1                              | 2                     |
| カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、杓素及びその化合物、弗素及びその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類 | 4                 | 6                  | 2                              | 3                     |

(注) IV. 2回目以降の違反又は水質基準値の5倍(ただし、BOD・SSは2倍)を上回る違反の場合、「I」に加算する値。(温度は、60℃以上、pHは3未満、11を超える場合)